

福岡県公報

令和七年二月二十八日
第五百七十五号
増刊
①

目次

条 例 (第十九号・第二十号)

○福岡県議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例 …………… 一

○福岡県議会の保有する個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例 (議会事務局総務課) …………… 一

条 例

福岡県議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和七年二月二十八日

福岡県知事 服部 誠太郎

福岡県条例第十九号

福岡県議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する

条例

福岡県議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例(昭和三十一年福岡県条例第三十五号)の一部を次のように改正する。

第五条第二項中「宿泊料(」を「宿泊費及び宿泊手当のうち、」に改め、「とする。(」を削る。

同条第三項中「旅行日数に応じて一日につき三千円の定額による旅費及び一夜につき一万三千三百円の宿泊料又は三千円の食卓料のほか、特別職給与等条例別表第三の一に規定する鉄道賃、船賃、航空賃及び車賃」を「特別職給与等条例別表第三の一に規定する鉄道賃、船賃、航空賃及び車賃並びに同表の二に規定する宿泊費、包括宿泊費、宿泊

手当及び旅行雑費のうち、議長及び副議長にあつては知事 副知事の項に掲げる額、議員にあつてはその他の特別職の項に掲げる額」に改める。
同条第四項を削り、第五項中「前二項」を「前項」に改め、同項を第四項とし、第六項を第五項とする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和七年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の福岡県議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に出発する旅行から適用し、同日前に出発した旅行については、なお従前の例による。

3 改正後の条例第五条第三項の規定により支給される費用弁償により旅行することが困難な事情がある場合において福岡県職員等の旅費に関する条例(昭和三十三年福岡県条例第五十七号)第二十七条第二項の規定を適用するにあつては、実費弁償の原則にのっとり協議を行うものとする。

福岡県議会の保有する個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和七年二月二十八日

福岡県知事 服部 誠太郎

福岡県条例第二十号

福岡県議会の保有する個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例

福岡県議会の保有する個人情報の保護に関する条例(令和五年福岡県条例第一号)の一部を次のように改正する。

第二条第四項中「。以下」を「。第二十条において」に改め、同条第十項中「以下」を「第十二条第五項において」に、「第二条第八項」を「第二条第九項」に改める。

第十二条第五項中「及び第二十九条」を削り、同項の表第三十八条第一項第一号の項中「第二条第九項」を「第二条第十項」に改める。

第十七条第一項各号列記以外の部分中「以下」を「第三項において」に改め、同条第

定期発行日 毎週火金曜日

〔発行〕 〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号 福岡県 総務部行政経営企画課 (電話 092-643-3028)
〔作成〕 〒812-0011 福岡市中央区高砂一丁目6-19 株式会社西日本高速印刷 (電話 092-531-1766)

二項第一号イ中「又は報酬、福利厚生」を「若しくは報酬若しくは福利厚生」に、「その他」を「又は」に改める。

第十八条第一項中「議会の保有する」を削り、同条第二項中「この章において」及び「この章及び第四十八条において」を削る。

第三十一条第二項中「この章及び第四十八条において」を削る。

第三十二条第三項中「この章において」を削る。

第三十八条第一項中「この章において」を削り、同条第二項中「この章及び第四十八条において」を削る。

第三十九条第三項中「この章において」を削る。

第四十七条中「第四章」を「前章」に改める。

第四十八条中「特定」の下に「に資する情報の提供」を加える。

第五十三条から第五十五条までの規定中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。

一 第二条第四項の改正規定、同条第十項の改正規定（「以下」を「第十二条第五項において」に改める部分に限る。）、第十二条第五項の改正規定（「及び第二十九条」を削る部分に限る。）並びに第十七条第一項各号列記以外の部分及び第二項第一号イ、第十八条第一項及び第二項、第三十一条第二項、第三十二条第三項、第三十八条第一項及び第二項、第三十九条第三項、第四十七条並びに第四十八条の改正規定 公布の日

二 第二条第十項の改正規定（「第二条第八項」を「第二条第九項」に改める部分に限る。）及び第十二条第五項の改正規定（同項の表第三十八条第一項第一号の項中「第二条第九項」を「第二条第十項」に改める部分に限る。） 令和七年四月一日

三 第五十三条から第五十五条までの改正規定及び次項の規定 令和七年六月一日
(経過措置)

2 前項第三号に掲げる規定の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による。